

頁	現行	改正（案）	修正理由等
	第 1 章 総則	第 1 章 総則	
1-1	第 1 節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下、「基本法」という。) 第 42 条の規定に基づき、恵庭市の地域に係る地震災害に関して、予防、応急対策及び復旧等の災害対策を実施するに当たって防災関係各機関が行うべき事務又は業務を定めて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的する。 (略) 第 3 節 計画の効果的促進 (略)	第 1 節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下、「基本法」という。) 第 42 条の規定に基づき、恵庭市の地域に係る地震災害に関して、予防、応急対策及び復旧等の災害対策を実施するに当たって防災関係各機関が行うべき事務又は業務を定めて、市民をはじめ観光客や外国人等、恵庭市に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的する。 (略) 第 3 節 計画の効果的推進 (略)	保護する対象者に 滞在者も含むこと を明示 【北海道】
1-1	<u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ</u>、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。 (新設) (略)	災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。 <u>また、東日本大震災や令和 6 年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。</u> <u>また、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。</u> (略)	新型コロナの 5 類 感染症への移行を 踏まえた修正【日 赤看護大】 教訓や地域特性を 加味 【札幌管区気象 台】 新技術活用の観点 を導入 【北海道】

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

	第 5 節 市民及び事務所の基本的責務	第 5 節 市民及び事務所の基本的責務	
	(略)	(略)	
	1 市民の責務	1 市民の責務	
	(略)	(略)	
1-3	(1) 平常時の備え	(1) 平常時の備え	リテラシー向上を 追記【北海道】
	ア～ク (略)	ア～ク (略)	
	(新設)	<u>ケ SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上</u>	
	(2) 災害時の対策	(2) 災害時の対策	偽情報拡散防止を 追記
1-3	ア～カ (略)	ア～カ (略)	【放送、有識者】
	(新設)	<u>キ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止</u>	
	(略)	(略)	
	第 2 章 恵庭市の地勢と災害の概要	第 2 章 恵庭市の地勢と災害の概要	
	(略)	(略)	
	第 1 節 自然条件	第 1 節 自然条件	
	(略)	(略)	
2-1	2 地震災害の状況（北海道）	2 地震災害の状況（北海道）	時系列の整理
	北海道で記録が残っている被害地震は、1611 年（慶長 16 年）の三陸はるか沖地震以来、約 410 年間に 100 回以上発生しており、昭和 20 年以降においても、1952 年（昭和 27 年）の十勝沖地震、「1968 年十勝沖地震」、1960 年（昭和 35 年）の「チリ地震津波」、「1973 年 6 月 17 日根室半島沖地震」、「昭和 57 年（1982 年）浦河沖地震」、「昭和 58 年（1983 年）日本海中部地震」、「平成 5 年（1993 年）釧路沖地震」、「平成 5 年（1993 年）北海道南西沖地震」、「平成 6 年（1994 年）北海道東	北海道で記録が残っている被害地震は、1611 年（慶長 16 年）の三陸はるか沖地震以来、約 410 年間に 100 回以上発生しており、昭和 20 年以降においても、1952 年（昭和 27 年）の十勝沖地震、1960 年（昭和 35 年）の「チリ地震津波」、「1968 年十勝沖地震」、「1973 年 6 月 17 日根室半島沖地震」、「昭和 57 年（1982 年）浦河沖地震」、「昭和 58 年（1983 年）日本海中部地震」、「平成 5 年（1993 年）釧路沖地震」、「平成 5 年（1993 年）北海道南西沖地震」、「平成 6 年（1994 年）北海道東	【恵庭市】

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

2-1	方沖地震、「平成 15 年（2003 年）十勝沖地震」と大きな被害を及ぼした大地震（津波）が発生している。	方沖地震」、「平成 15 年（2003 年）十勝沖地震」と大きな被害を及ぼした大地震（津波）が発生している。																																								
	特に、「平成 5 年（1993 年）北海道南西沖地震」では大津波と火災により、死者 201 名、行方不明者 28 名という大惨事となった。なお、本市における地震災害は、下記のとおりである。	特に、「平成 5 年（1993 年）北海道南西沖地震」では大津波と火災により、死者 201 名、行方不明者 28 名という大惨事となった。なお、本市における地震災害は、下記のとおりである。																																								
	<table><tr><th>発生年月日 地震災害名</th><th>震源</th><th>規模</th><th>恵庭市内の 最大震度</th><th>被害状況等</th></tr><tr><td>昭和 43 年 5 月 16 日 「1968 年十勝沖地震」</td><td>青森県東方沖</td><td>7.9</td><td><u>当時震度観測地点なし</u></td><td>被害額 6,262 千円</td></tr><tr><td>平成 15 年 9 月 26 日 「平成 15 年十勝沖地震」</td><td>十勝沖</td><td>8.0</td><td>4</td><td>重症 1 名骨折</td></tr><tr><td>平成 30 年 9 月 6 日 「平成 30 年北海道胆振東部地震」</td><td>胆振地方中東部</td><td>6.7</td><td>5 強</td><td></td></tr></table>	発生年月日 地震災害名	震源	規模	恵庭市内の 最大震度	被害状況等	昭和 43 年 5 月 16 日 「1968 年十勝沖地震」	青森県東方沖	7.9	<u>当時震度観測地点なし</u>	被害額 6,262 千円	平成 15 年 9 月 26 日 「平成 15 年十勝沖地震」	十勝沖	8.0	4	重症 1 名骨折	平成 30 年 9 月 6 日 「平成 30 年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部	6.7	5 強		<table><tr><th>発生年月日 地震災害名</th><th>震源</th><th>規模</th><th>恵庭市内の 最大震度</th><th>被害状況等</th></tr><tr><td>昭和 43 年 5 月 16 日 「1968 年十勝沖地震」</td><td>青森県東方沖</td><td>7.9</td><td><u>5</u></td><td>被害額 6,262 千円</td></tr><tr><td>平成 15 年 9 月 26 日 「平成 15 年十勝沖地震」</td><td>十勝沖</td><td>8.0</td><td>4</td><td>重症 1 名骨折</td></tr><tr><td>平成 30 年 9 月 6 日 「平成 30 年北海道胆振東部地震」</td><td>胆振地方中東部</td><td>6.7</td><td>5 強</td><td></td></tr></table>	発生年月日 地震災害名	震源	規模	恵庭市内の 最大震度	被害状況等	昭和 43 年 5 月 16 日 「1968 年十勝沖地震」	青森県東方沖	7.9	<u>5</u>	被害額 6,262 千円	平成 15 年 9 月 26 日 「平成 15 年十勝沖地震」	十勝沖	8.0	4	重症 1 名骨折	平成 30 年 9 月 6 日 「平成 30 年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部	6.7	5 強	
発生年月日 地震災害名	震源	規模	恵庭市内の 最大震度	被害状況等																																						
昭和 43 年 5 月 16 日 「1968 年十勝沖地震」	青森県東方沖	7.9	<u>当時震度観測地点なし</u>	被害額 6,262 千円																																						
平成 15 年 9 月 26 日 「平成 15 年十勝沖地震」	十勝沖	8.0	4	重症 1 名骨折																																						
平成 30 年 9 月 6 日 「平成 30 年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部	6.7	5 強																																							
発生年月日 地震災害名	震源	規模	恵庭市内の 最大震度	被害状況等																																						
昭和 43 年 5 月 16 日 「1968 年十勝沖地震」	青森県東方沖	7.9	<u>5</u>	被害額 6,262 千円																																						
平成 15 年 9 月 26 日 「平成 15 年十勝沖地震」	十勝沖	8.0	4	重症 1 名骨折																																						
平成 30 年 9 月 6 日 「平成 30 年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部	6.7	5 強																																							
	(略)	(略)																																								
	第 3 章 防災体制	第 3 章 防災体制																																								
	第 2 節 地震に関する情報	第 2 節 地震に関する情報																																								
	(略)	(略)																																								
	1 気象庁が発表する地震情報	1 気象庁が発表する地震情報																																								
	(1) 緊急地震速報	(1) 緊急地震速報																																								
3-4	<u>気象庁は</u> 、最大震度 5 弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報） <u>を</u> 発表 <u>する</u> 。なお、震度が 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。	最大震度 5 弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報） <u>が</u> 発表 <u>される</u> 。なお、震度が 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。																																								
		文言修正 【札幌管区气象台】																																								

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

3-5

(2) 地震活動に関する解説情報

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料。

(略)

(略)

(2) 地震活動に関する解説情報等

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

(略)

北海道地域防災計画との整合

【恵庭市】

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

	第4章 災害予防計画	第4章 災害予防計画	
	第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発	第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発	
	(略)	(略)	
4-6	防災知識の普及・啓発に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	防災知識の普及・啓発に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、 <u>女性リーダーの育成や防災会議の委員に占め女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。</u>	男女共同参画の観点を明記 【とかち防災マスターネットワーク】
	(略)	(略)	
	3 普及・啓発の時期	3 普及・啓発の時期	
4-7	防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。	防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、 <u>火山防災の日</u> 、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。	「火山防災の日」の制定に伴う修正
	第5章 災害応急対策計画	第5章 災害応急対策計画	
	(略)	(略)	
	第3節 災害情報等の収集・伝達計画	第3節 災害情報等の収集・伝達計画	
	(略)	(略)	
	1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備	1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備	
	(1) ～(4) (略)	(1) ～(4) (略)	
5-2	(5) 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものと	(5) 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織 <u>や無人航空機、SAR衛星等の</u> 情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収	防災基本計画との整合及び国の自主

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

	する。 また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。	集し、相互に交換するものとする。<u>その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。</u> また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化、<u>非常用電源の確保</u>に努めるものとする。	点検レポートを踏 まえた修正
--	---	---	---------------------------